

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年7月14日提出
【計算期間】	第2期（自 令和6年4月16日 至 令和7年4月15日）
【ファンド名】	PayPay投資信託インデックス アメリカ株式
【発行者名】	PayPayアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 明丸 大悟
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
【事務連絡者氏名】	岩井 章悟
【連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
【電話番号】	03-6275-0936
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

この投資信託は、CRSP USトータル・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

###### 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

###### ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類・属性区分は以下の通りです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産（収益の源泉）	株式
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	その他資産（上場投資信託証券（株式一般））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	北米
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし
	対象インデックス	その他の指数（CRSP USトータル・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース））

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

##### 商品分類表の各項目の定義について

- ・「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「株式」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「インデックス型」とは、目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表の各項目の定義について

- ・「その他資産（上場投資信託証券（株式 一般））」とは、目論見書又は投資信託約款において、上場投資信託証券を通じて実質的に株式（大型株および中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- ・「年1回」とは、目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・「北米」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米の地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「為替ヘッジなし」とは、目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。
- ・「その他の指数（CRSP USトータル・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）」とは、日経225、TOPIXにあてはまらない全てのものをいいます（対象インデックスはCRSP USトータル・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）となります。）。  
当ファンドの商品分類及び属性区分に該当しない定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

### ファンドの特色

- a．米国の株式を主要投資対象とし、CRSP USトータル・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

米国の企業の株式への投資は、上場投資信託証券であるバンガード・トータルストックマーケット・ETF（以下、「投資信託証券」という場合があります。）を通じて行ないます。

なお、投資信託証券への投資に代えて、株価指数先物取引を利用する場合があります。

CRSP USトータル・マーケット・インデックスは、米国株式市場の投資可能銘柄のほぼ全てを対象とした株価指数です。

CRSP USトータル・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、CRSP USトータル・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円ベースに換算したものです。

投資信託証券の選定等は、運用実績（インデックスのパフォーマンスの安定性や投資信託証券のインデックスへの連動性等をいいます。以下、「ファンドの特色」において同じ。）等を勘案した上で行ないます。なお、投資信託証券は、運用実績等を勘案し、委託会社の判断により変更となる場合があります。

米国の企業の株式を主要投資対象とする投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。

- b．外貨建資産（投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行ないません。

上記は2025年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

「CRSP USトータル・マーケット・インデックス」について

CRSP®インデックスデータはThe Center for Research in Security Prices, LLC (CRSP®) 及び第三者のサプライヤーが独占的所有権を有しております。PayPayアセットマネジメント株式会社はその使用に関する許諾を受けておりますが、当該インデックスデータに関する知的財産権はCRSP®が所有しライセンスされたものであり、今後も継続します。

CRSP®、シカゴ大学、シカゴ大学ブース・スクール・オブ・ビジネスは、当ファンドを提供、推薦、販売、宣伝するものではなく、当ファンドへの投資の妥当性について何らの表明を行うものではありません。

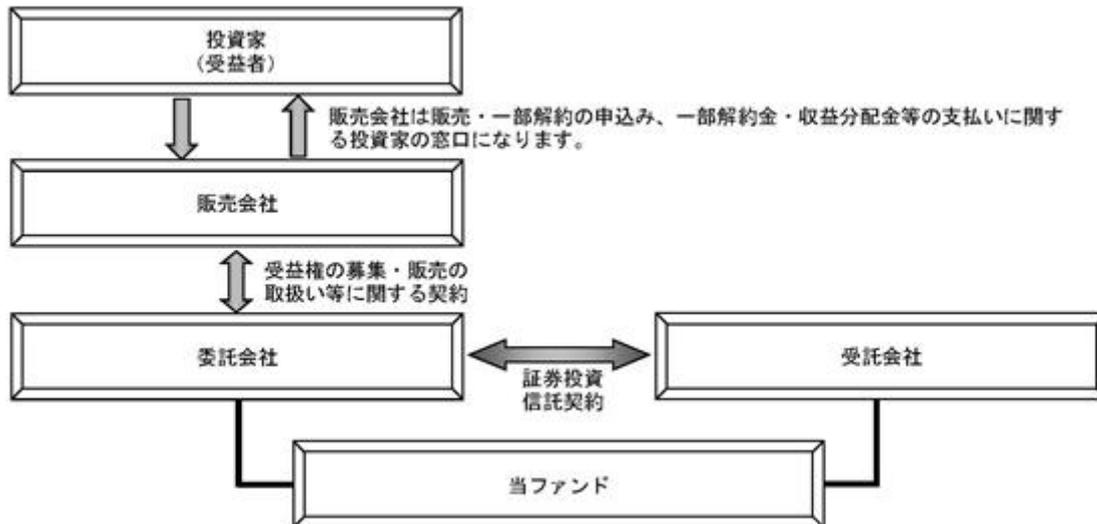
( 2 ) 【ファンドの沿革】

2023年3月22日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2025年8月12日 ファンドの委託会社の変更及び当該変更に係る所要の変更（予定）

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



委託会社：PayPayアセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図等を行ないます。

受託会社：みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)  
信託財産の管理業務等を行ないます。

## 販売会社

当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払いの取扱い等を行ないます。

## 関係法人との契約等の概要

## a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

## b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行なう受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

## 委託会社等の概況（2025年4月末日現在）

## a. 資本金の額

資本金の額は金95百万円です。

## b. 委託会社の沿革

平成16年5月12日 「株式会社フィスコアセットマネジメント」設立

平成16年8月4日 有価証券に係る投資顧問業の登録

平成19年1月30日 投資信託委託業の認可取得

平成20年5月20日 商号を「株式会社フィスコアセットマネジメント」から「TAKMAキャピタル株式会社」に変更

平成21年4月1日 商号を「TAKMAキャピタル株式会社」から「ITCインベストメント・パートナーズ株式会社」に変更

平成25年4月1日 商号を「ITCインベストメント・パートナーズ株式会社」から「アストマックス投信投資顧問株式会社」に変更

令和3年3月8日 商号を「アストマックス投信投資顧問株式会社」から「PayPayアセットマネジメント株式会社」に変更

c. 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,308,059株	77.1%
Zフィナンシャル株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	684,544株	22.9%

所有株式数、比率にはアセットマネジメントOne株式会社が2,115,967株、Zフィナンシャル株式会社が491,682株を保有するA種種類株式を含みます。当該A種種類株式を除く普通株式の比率は、Zフィナンシャル株式会社50.1%、アセットマネジメントOne株式会社49.9%となります。

## 2【投資方針】

### （１）【投資方針】

#### 投資対象

主として、投資信託証券（金融商品取引法第２条第１項第10号に規定する投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに同項第11号に規定する投資証券及び外国投資証券をいい、この投資信託においては、上場投資信託証券とします。）に投資を行ないます。

#### 投資態度

- ・米国の企業の株式を主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に米国の企業の株式に投資を行ない、CRSP USトータル・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、投資信託証券への投資に代えて、株価指数先物取引を利用する場合があります。
- ・運用実績等を勘案した上で投資信託証券の選定等を行ないます。
- ・米国の企業の株式を主要投資対象とする投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。
- ・外貨建資産（投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

### （２）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項に掲げるものをいいます。以下、同じ。）
    - イ．有価証券
    - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
    - ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。以下、同じ。）
  - 二．金銭債権
  - 2．次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ．為替手形
- 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
- 1．株券または新株引受権証書
  - 2．国債証券
  - 3．地方債証券
  - 4．特別の法律により法人の発行する債券
  - 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。)
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
19. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下、「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下、「投資信託証券」といいます。  
委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

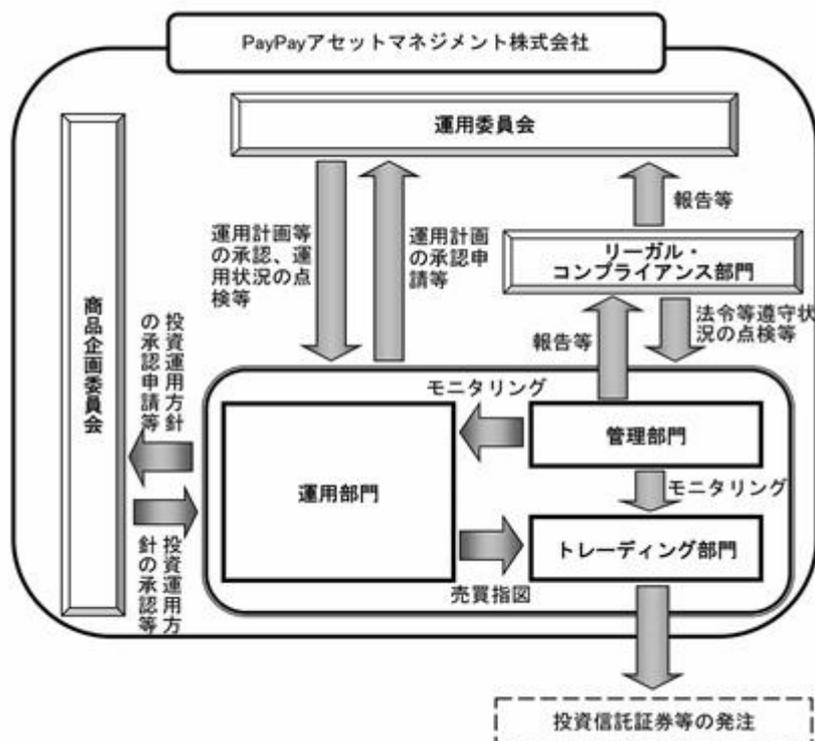
### （３）【運用体制】

委託会社では、投資運用方針の審議・決定機関である商品企画委員会の決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。運用部門は、常時ポートフォリオ運用のための投資環境分析を行なっています。

トレーディング部門は、運用部門の指図に基づいた発注および約定の確認等を行ないます。トレーディング部門は、運用部門が決定する投資内容がファンドの投資運用方針等に沿っているかどうかの第一次チェックを行ない、必要に応じて速やかに是正措置を講じます。また、管理部門においても日々運用状況のモニタリングを行なっており、運用委員会で承認された運用計画と投資行動の整合性、法令および信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認します。

リーガル・コンプライアンス部門は、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して運用状況の点検を行なうとともに、管理部門が行なうモニタリングの適切性等の確認を行なっています。これらの結果は月次の運用委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等が行なわれます。

なお、リーガル・コンプライアンス部門は2名程度、商品企画委員会及び運用委員会は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等4～10名程度で構成されています。



委託会社では、受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行なっています。また、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の遂行状況等をモニターしています。

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンド・マネージャーが遵守すべき規定並びにデリバティブ取引、資金の借入れ、外国為替の予約取引、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けています。

上記は2025年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

年１回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### ファンドの決算日

原則として毎年４月15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

#### 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

**（５）【投資制限】****株式への投資割合（信託約款）**

株式への投資割合には、制限を設けません。

**投資信託証券への投資割合（信託約款）**

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

**外貨建資産への投資割合（信託約款）**

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

**投資する株式等の範囲（信託約款）**

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

**信用取引の指図範囲（信託約款）**

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとし、
2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

**信用リスク集中回避のための投資制限（信託約款）**

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

**先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款）**

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下、同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(信託約款)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限(信託約款)

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

有価証券の貸付けの指図および範囲(信託約款)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- ・株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ・公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

### 資金の借入れ（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

投資信託財産の運用として行なうデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（本 においてデリバティブ取引とは金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。）を行ない、または継続することを内容とした運用を行なうことはできません。

信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行なうことはできません。

流動性リスク管理態勢の整備（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産の運用に関し、保有する有価証券その他の資産の流動性に係る管理について受益者の解約の申入れに応ずることができなくなることを防止するための合理的な措置を講ずることなく、当該運用を行なうことはできません。

デリバティブ取引の利用目的（信託約款）

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドは、上場投資信託証券を通じて、主として株式など値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

##### 株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

##### 株式先物取引による運用に伴うリスク

株式先物取引の価格は、様々な要因（株価水準、政治・経済・社会情勢、金融・証券市場の動向、貿易動向等）に基づき変動します。先物市場の変動の影響を受け、基準価額が下落し、投資元本を下回ることがあります。

##### 為替リスク

外貨建資産（投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。）に対し原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

##### カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、法制度や決済制度、政府規制、税制、送金規制等の変化により、運用の基本方針に沿った運用を行なうことが困難になる可能性があります。

##### 一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

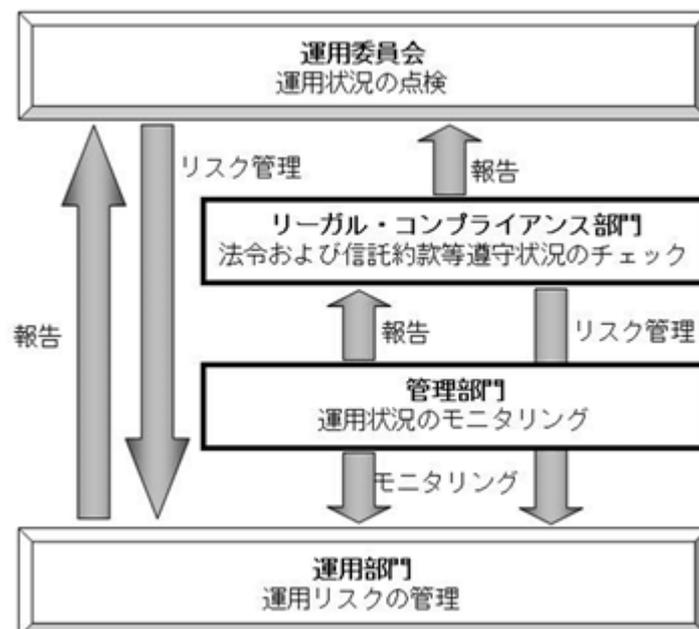
##### 基準価額の動きの留意事項について

当ファンドはCRSP USトータル・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。ただし、主として以下の要因等により、運用目標が達成できない場合がありますので、ご注意ください。

- ・ 上場投資信託証券の約定価格と基準価額の算出に使用する上場投資信託証券の価格に差が生じた場合
- ・ 上場投資信託証券や株価指数先物取引を利用した場合において、上場投資信託証券や株価指数先物取引の価格と連動対象指数の値動きに差が生じた場合
- ・ 上場投資信託証券、株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- ・ 売買委託手数料、信託報酬、監査報酬等の負担
- ・ 連動対象指数の採用銘柄の変更や指数の算出方法の変更等による影響

- ・大幅な変動や急激な変動、流動性の低下等により、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合

## (2) 投資リスクの管理体制



信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。

リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。

これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。

流動性リスク管理に関する社内規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行なっています。運用委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

上記は2025年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

## 2. 投資リスク

### 参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

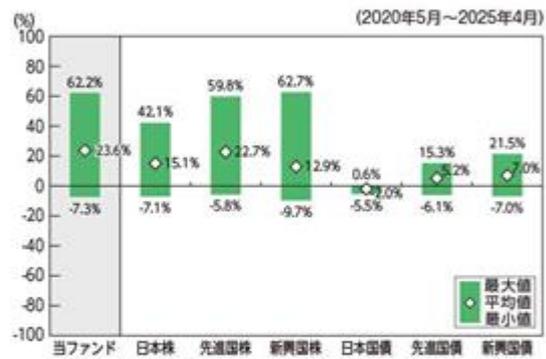
左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。分配金再投資基準価額は設定日の属する月の月末より表示しています。

\* 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。当ファンドの年間騰落率は、過去5年間分のデータがないため、算出可能な期間についてのみ表示しています。ファンドの年間騰落率がなし期間についてはベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

\* 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

#### <各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

ありません。

## (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0506%（税抜年0.046%）の率を乗じて得た額です。

委託会社、受託会社、販売会社間の配分については次のとおりです。

信託報酬の配分 (税抜)	委託会社	年0.015%
	受託会社	年0.016%
	販売会社	年0.015%

投資対象とする投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）等を加えた場合、当該運用管理費用等と信託報酬の合計は、年0.0806%程度になります。なお、当該合計は、投資信託証券の実際の組入状況等により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等（投資対象とする投資信託証券の運用管理報酬等の変更を含みます。）により今後変更となる場合があります。

信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：資金の運用の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

## (4)【その他の手数料等】

その他の費用

(イ) ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

(ロ) 信託財産において一部解約金の支払資金等に不足額が生じるときに資金借入れを行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(ハ) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

上記「その他の費用」については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

以下に定める諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

(イ) 信託約款の作成および監督官庁への届出等に係る費用

(ロ) 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用

(ハ) 目論見書の作成、印刷および交付等に係る費用

(ニ) 運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用

(ホ) 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷等に係る費用

(ヘ) この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用

(ト) 投資信託財産の監査に係る費用

(チ) この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

上記の諸費用は、委託会社が合理的な見積率により計算した額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。なお、これら諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

上記「その他の手数料等」については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当ファンドの手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

当ファンドの手数料率等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先 PayPayアセットマネジメント株式会社 照会ダイヤル：Tel 0120 - 580446 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時 ホームページ [ <a href="https://www.paypay-am.co.jp">https://www.paypay-am.co.jp</a> ]
---

#### (5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個別元本について

- a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 元本払戻金(特別分配金)が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

## 個人、法人別の課税の取扱いについて

### a. 個人の受益者に対する課税

#### 1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することもできます。

#### 2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収選択口座においては原則として確定申告は不要となります。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度は適用されません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

以下は2025年4月30日現在の運用状況です。また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

## 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	2,673,660,980	99.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,238,367	0.16
合計(純資産総額)	-	2,677,899,347	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価		時価		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・トータルストックマーケット・ETF	68,696	37,669.42	2,587,738,601	38,920.18	2,673,660,980	99.84

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.84
合計	99.84

## 【投資不動産物件】

該当事項はございません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はございません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2025年4月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末	(2024年4月15日)	1,229	1,229	1.5189	1.5189
第2計算期間末	(2025年4月15日)	2,593	2,593	1.5023	1.5023
	2024年4月末日	1,291	-	1.5511	-
	5月末日	1,542	-	1.5841	-
	6月末日	1,785	-	1.6926	-
	7月末日	1,942	-	1.6038	-
	8月末日	1,983	-	1.5651	-
	9月末日	2,048	-	1.5817	-
	10月末日	2,348	-	1.7263	-
	11月末日	2,463	-	1.7630	-
	12月末日	2,747	-	1.8285	-
	2025年1月末日	2,910	-	1.8223	-
	2月末日	2,777	-	1.7001	-
	3月末日	2,724	-	1.6169	-
	4月末日	2,677	-	1.5406	-

(注) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

## 【分配の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期	0.0000
第2期	0.0000

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期	51.9
第2期	1.1

## (4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期	1,302,742,540	493,420,787	809,321,753
第2期	1,730,746,336	814,028,128	1,726,039,961

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

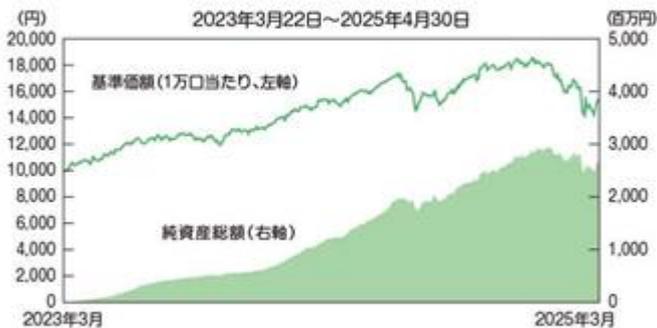
(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

(参考情報)

### 3. 運用実績

データは2025年4月末日現在

#### 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

#### 分配の推移

決算期	分配金
第1期(2024年4月15日)	0円
第2期(2025年4月15日)	0円
第3期(2026年4月15日)	-
第4期(2027年4月15日)	-
第5期(2028年4月17日)	-
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

#### ＜基準価額・純資産総額＞

基準価額	15,406円
純資産総額	2,677百万円

#### 主要な資産の状況

##### ◆ポートフォリオの状況

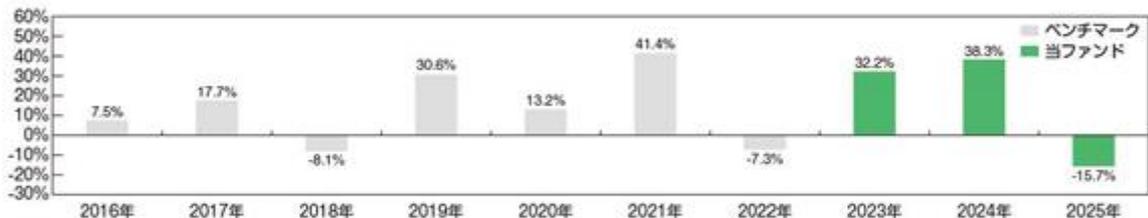
資産の種類	比率(%)
投資信託受益証券	99.8
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	0.2
合計(純資産総額)	100.0

##### ◆組入銘柄の状況

銘柄名	国・地域	比率(%)
バンガード・トータルストックマーケット・ETF	アメリカ	99.8

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

#### 年間収益率の推移



※当ファンドのベンチマークは「CRSP U.S. Total Market Index(配当込み、円ベース)」です。

※2022年まではベンチマークの年間収益率です。当該ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※2023年は設定日(2023年3月22日)から年末までの騰落率、2025年は2025年4月末日までの当ファンドの騰落率を記載しています。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

#### (参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.09%	0.06%	0.03%

※対象期間は2024年4月16日～2025年4月15日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※「ファンドの総経費率」には、ファンドが組み入れている投資信託証券の運用管理費用(約0.03%)は含まれておりません。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

お申込みには、分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース（「分配金受取コース」といいます。）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。ただし、販売会社によって取扱うコースが異なることがありますので、お申込みの際は、必ず販売会社にご確認ください。

受益権の取得申込者は「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」のいずれかの方法により取得の申込みを行ないます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(3) 申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

(4) 受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として決算日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」にお問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

(5) 当ファンドの受益権の取得申込みは、毎営業日に販売会社において受付けます。ただし、取得申込日がニューヨークの銀行もしくはニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行ないません。なお、取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

(6) 受益権の取得申込者は、お申込金額と申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。

ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先  
PayPayアセットマネジメント株式会社  
照会ダイヤル：Tel 0120 - 580446  
< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時  
ホームページ [ <https://www.paypay-am.co.jp> ]

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

(1) 受益者は、原則として毎営業日において、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。ただし、一部解約請求の申込日がニューヨークの銀行もしくはニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約請求の受付は行ないません。なお、一部解約の実行の請求をする場合は、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後 3 時 30 分までとし、当該受付時間を過ぎての一部解約の実行の請求は、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1 口単位をもってこの信託契約の一部を解約します。

(4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは上記「1 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、日本経済新聞にも掲載されます。

(5) 一部解約金は、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(6) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。また、信託財産の資産管理を円滑に行なうために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

(7) 一部解約の実行の請求の受付が中止されたときは、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額で、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。

なお、信託財産に属する外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、販売会社もしくは上記「1 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

投資信託証券の評価は、原則として基準価額計算時に知り得る直近の日（親投資信託は、原則として基準価額計算日）の基準価額で評価します。海外の取引所に上場されている投資信託証券については、原則として当該取引所における基準価額計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

#### （2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### （3）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、下記「（5）その他 信託の終了」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

#### （4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年4月16日から翌年4月15日までとします。

上記の場合において、計算期間の最終日が休日に当たるときは、休日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。なお、第1計算期間は、当初設定日から2024年4月15日までとします。

#### （5）【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 上記2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

なお、この信託契約に係る知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 上記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 上記2.から4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2.から4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、上記1.の事項(上記1.の変更事項にあつてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
3. 上記2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 上記2.から5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7. 上記1. から6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記1. から7. までの規定にしたがいます。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が自己が保有する受益権について一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記に規定する信託契約の解約または上記に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 関係法人との契約の更改等

- a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとします。

#### 運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(<https://www.paypay-am.co.jp>)に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行ないます。

公告アドレス <https://www.paypay-am.co.jp/notification/>

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

- a. 「分配金受取コース」により取得している場合

収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日までの日)から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b. 「分配金再投資コース」により取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行なうものとし、

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対受益者の買取請求権

上記「3 資産管理等の概要（5）」の項をご参照ください。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### PayPay投資信託インデックス アメリカ株式

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（自令和6年4月16日 至令和7年4月15日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【PayPay投資信託 インデックス アメリカ株式】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (令和6年4月15日現在)	第2期 (令和7年4月15日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	38,730,695	55,110,261
コール・ローン	8,227,875	17,686,887
投資信託受益証券	1,198,354,561	2,525,862,544
未収利息	6	208
流動資産合計	1,245,313,137	2,598,659,900
資産合計	1,245,313,137	2,598,659,900
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	10,246,325	-
未払解約金	5,565,029	4,797,595
未払受託者報酬	73,103	232,947
未払委託者報酬	136,976	436,715
その他未払費用	13,690	132,284
流動負債合計	16,035,123	5,599,541
負債合計	16,035,123	5,599,541
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	809,321,753	1,726,039,961
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	419,956,261	867,020,398
元本等合計	1,229,278,014	2,593,060,359
純資産合計	1,229,278,014	2,593,060,359
負債純資産合計	1,245,313,137	2,598,659,900

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期 (自 令和5年3月22日 至 令和6年4月15日)	第2期 (自 令和6年4月16日 至 令和7年4月15日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	8,311,864	25,651,080
受取利息	310,649	1,782,236
有価証券売買等損益	107,840,157	26,835,317
為替差損益	58,144,358	180,601,376
営業収益合計	174,607,028	180,003,377
<b>営業費用</b>		
支払利息	7,348	-
受託者報酬	93,122	388,096
委託者報酬	174,453	727,556
その他費用	1,244,546	703,046
営業費用合計	1,519,469	1,818,698
営業利益又は営業損失( )	173,087,559	181,822,075
経常利益又は経常損失( )	173,087,559	181,822,075
当期純利益又は当期純損失( )	173,087,559	181,822,075
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	46,286,149	59,600,055
期首剰余金又は期首欠損金( )	-	419,956,261
剰余金増加額又は欠損金減少額	405,672,350	1,164,826,909
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	405,672,350	1,164,826,909
剰余金減少額又は欠損金増加額	112,517,499	476,340,642
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	112,517,499	476,340,642
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	419,956,261	867,020,398

## （ 3 ）【注記表】

## （ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4．収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、当該投資信託受益証券の分配落ち日において、当該収益分配金を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (3) 為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

## （ 貸借対照表に関する注記 ）

項目	第1期 （令和6年4月15日現在）	第2期 （令和7年4月15日現在）
1．当該計算期間末日における受益権の総数	809,321,753口	1,726,039,961口
2．「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 - 円	元本の欠損 - 円
3．1口当たり純資産額 （10,000口当たり純資産額）	1.5189円 （15,189円）	1.5023円 （15,023円）

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第1期 （自 令和5年3月22日 至 令和6年4月15日）	第2期 （自 令和6年4月16日 至 令和7年4月15日）
1. 分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,556,563円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（120,244,847円）、収益調整金（293,154,851円）及び分配準備積立金（-円）より、分配対象収益は419,956,261円（10,000口当たり5,188.97円）であります。が、基準価額の水準や市場動向等を勘案して分配はしておりません。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（20,670,036円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（779,172,736円）及び分配準備積立金（67,177,626円）より、分配対象収益は867,020,398円（10,000口当たり5,023.15円）であります。が、基準価額の水準や市場動向等を勘案して分配はしておりません。</p>
2. 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	<p>「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。</p>	<p>「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。</p>

## （金融商品に関する注記）

## ．金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 （自 令和5年3月22日 至 令和6年4月15日）	第2期 （自 令和6年4月16日 至 令和7年4月15日）
1．金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2．金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券であります。</p> <p>これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、並びに流動性リスク等に晒されております。</p> <p>なお、当ファンドは主に外貨建資産の売買代金等の受取または支払いを目的として為替予約取引を行っております。</p> <p>当該為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。</p>	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券であります。</p> <p>これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、並びに流動性リスク等に晒されております。</p> <p>なお、当ファンドは主に外貨建資産の売買代金等の受取または支払いを目的として為替予約取引を行っております。</p> <p>当該為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。</p>
3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。</p>	<p>運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

第1期 (令和6年4月15日現在)	第2期 (令和7年4月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。	4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第1期 (令和6年4月15日現在)	第2期 (令和7年4月15日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	107,685,199	26,604,229
合計	107,685,199	26,604,229

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 元本の変動

第1期 （自 令和5年3月22日 至 令和6年4月15日）		第2期 （自 令和6年4月16日 至 令和7年4月15日）	
期首元本額	5,000,000円	期首元本額	809,321,753円
期中追加設定元本額	1,297,742,540円	期中追加設定元本額	1,730,746,336円
期中一部解約元本額	493,420,787円	期中一部解約元本額	814,028,128円

## （４）【附属明細表】

## 第１．有価証券明細表（令和7年4月15日現在）

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額（口）	評価額	備考
投資信託 受益証券	米ドル	Vanguard Total Stock Market ETF	66,596	17,584,673.80	
	米ドル	小計	66,596	17,584,673.80 (2,525,862,544)	
合計			-	2,525,862,544 (2,525,862,544)	

（注）有価証券明細表注記

1. 通貨毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率（注）	有価証券の合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1銘柄	97.4%	100.0%

（注）組入投資信託受益証券時価比率は、通貨毎の組入投資信託受益証券の純資産に対する比率であります。

## 第２．信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第３．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第４．不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第５．商品明細表

該当事項はありません。

## 第６．商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第７．再生可能エネルギー発電設備等明細表

該当事項はありません。

第8. 公共施設等運営権等明細表  
該当事項はありません。

第9. その他特定資産の明細表  
該当事項はありません。

第10. 借入金明細表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

2025年4月30日現在

資産総額	2,745,013,534 円
負債総額	67,114,187 円
純資産総額( - )	2,677,899,347 円
発行済数量	1,738,170,404 口
1口当たり純資産額( / )	1.5406 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### (9) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

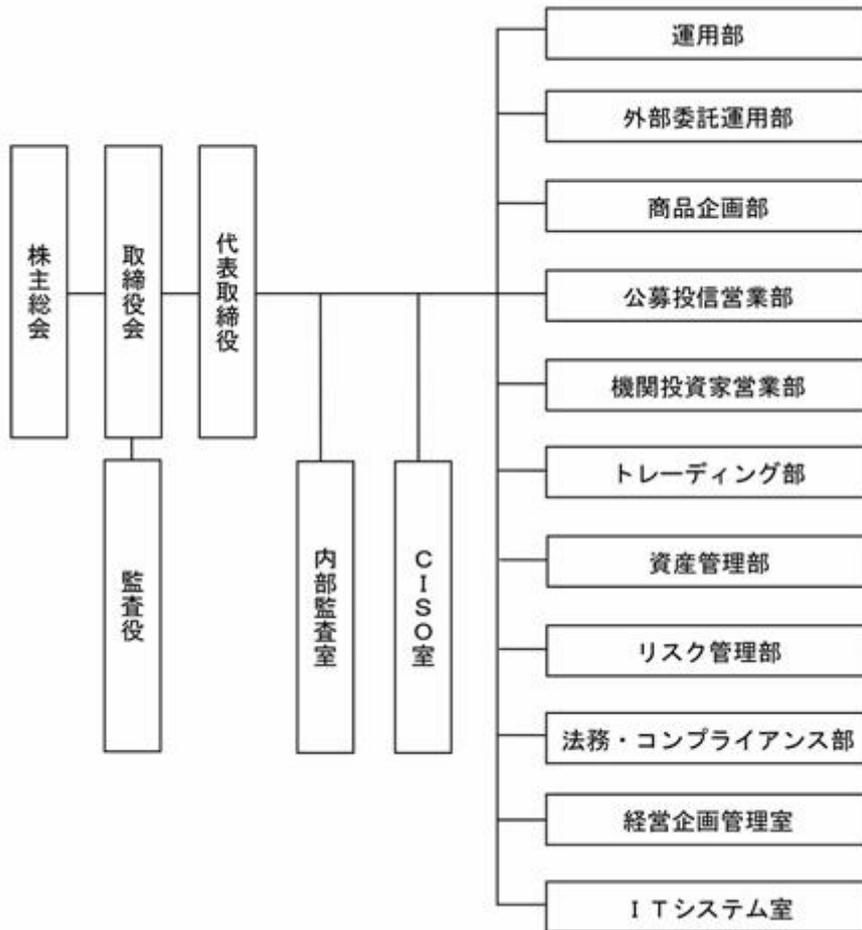
2025年4月末日現在の資本金の額は金95百万円です。なお、発行可能株式総数は5,000,000株（普通株式500,000株、A種種類株式4,500,000株）であり、発行済株式総数は2,992,603株（普通株式384,954株、A種種類株式2,607,649株）です。

最近5年間における資本金の増減は以下の通りです。

2022年5月30日	資本金	145百万円に増資
2022年8月5日	資本金	500百万円に増資
2023年3月20日	資本金	95百万円に減資
2023年10月6日	資本金	230百万円に増資
2024年2月1日	資本金	95百万円に減資
2024年5月31日	資本金	195百万円に増資
2024年8月1日	資本金	95百万円に減資
2024年10月10日	資本金	165百万円に増資
2024年12月4日	資本金	95百万円に減資
2024年12月25日	資本金	420百万円に増資
2025年3月31日	資本金	95百万円に減資

## (2) 会社の機構

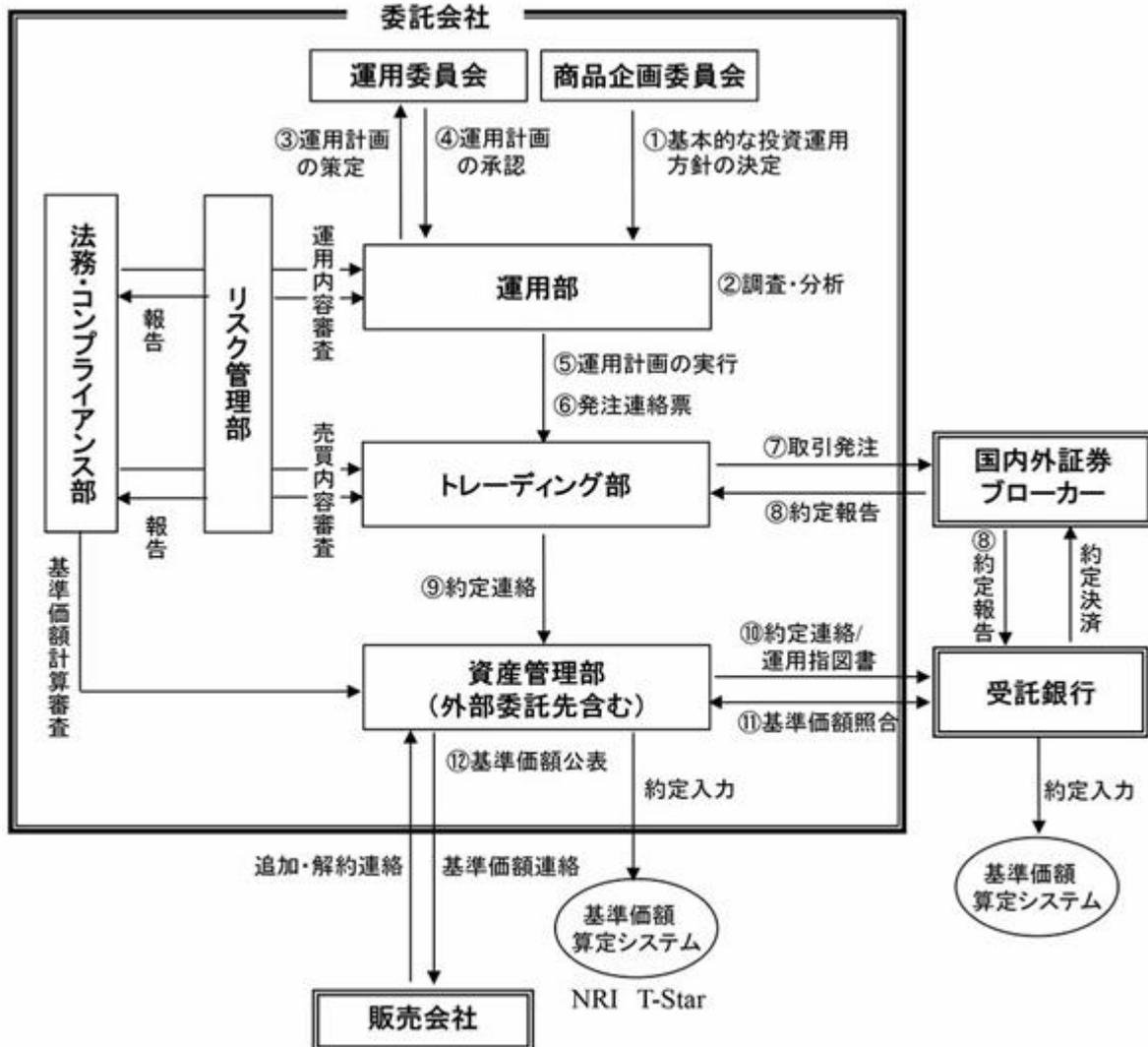
## a . 組織図



## b. 投資信託財産の運用の指図に係わる決定を行なう社内組織：

代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される商品企画委員会を投資運用方針の審議・決定機関として、その決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。投資方針の決定から運用の指図及び投信計理処理の流れは、下図「投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ」のとおりです。

## 投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ



※ 内部監査室は、上記のうち委託会社の全ての業務の監査を行なっています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行なっております。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年4月末日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。 )。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	19	73,409
単位型株式投資信託	4	5,256
追加型公社債投資信託		
単位型公社債投資信託		
合計	23	78,666

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

(1) 委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

(2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

区分	前事業年度 ( 2024年 3月31日現在 )		当事業年度 ( 2025年 3月31日現在 )	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
( 資産の部 )				
流動資産				
1 現金・預金		157,455		635,158
2 前払費用		27,594		18,622
3 未収委託者報酬		157,774		108,500
4 未収運用受託報酬		7,834		-
5 未収収益		1,320		1,320
6 未収還付法人税等		2,606		756
7 未収還付消費税等		-		11,481
8 差入保証金		-		46,855
9 その他		3,809		3,048
流動資産合計		358,395		825,743
固定資産				
1 有形固定資産		-		-
( 1 ) 建物	-	-	-	-
( 2 ) 器具備品	-	-	-	-
2 無形固定資産		-		-
( 1 ) ソフトウェア	-	-	-	-
3 投資その他の資産		72,695		4,124
( 1 ) 投資有価証券	25,667		3,950	
( 2 ) 出資金	173		173	
( 3 ) 長期差入保証金	46,855		-	
固定資産合計		72,695		4,124
資産合計		431,091		829,867
( 負債の部 )				
流動負債				
1 預り金		10,254		4,442
2 未払金		86,653		75,685
( 1 ) 未払手数料	67,843		57,855	
( 2 ) その他未払金	18,809		17,829	
3 関係会社未払金		6,864		11,338
4 関係会社短期借入金 *1		-		-
5 未払費用		33,238		21,347
6 未払法人税等		2,290		2,290
7 未払消費税等		1,366		-
8 賞与引当金		24,165		22,196
9 退職給付引当金		-		38,662
10 資産除去債務		-		23,767
11 繰延税金負債		-		358
流動負債合計		164,833		200,089
固定負債				
1 繰延税金負債		1,618		-
2 資産除去債務		23,743		-
3 その他		357		-
固定負債合計		25,719		-
負債合計		190,552		200,089
( 純資産の部 )				
株主資本				
1 資本金		95,000		95,000
2 資本剰余金				
( 1 ) 資本準備金	778,212		1,273,212	
( 2 ) その他資本剰余金	597,136		1,092,136	
資本剰余金合計		1,375,348		2,365,348
3 利益剰余金				
( 1 ) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	1,232,830		1,831,170	
利益剰余金合計		1,232,830		1,831,170

株主資本合計		237,518		629,178
評価・換算差額等				
(1) その他有価証券評価差額金	3,020		600	
評価・換算差額等合計		3,020		600
純資産合計		240,539		629,778
負債・純資産合計		431,091		829,867

## ( 2 ) 【損益計算書】

区分	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)		当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	
	金額		金額	
	千円	千円	千円	千円
営業収益				
1 委託者報酬		751,933		581,825
2 運用受託報酬		33,474		19,353
3 投資助言報酬		24,332		-
4 その他営業収益		2,710		4,800
営業収益計		812,450		605,979
営業費用				
1 支払手数料		252,167		229,475
2 広告宣伝費		5,498		2,446
3 調査費		214,943		179,079
(1) 調査費	71,778		82,682	
(2) 委託調査費	143,165		96,396	
4 委託計算費		94,881		96,257
5 振替投信費		3,563		2,440
6 営業雑経費		20,084		27,098
(1) 通信費	9,493		10,282	
(2) 印刷費	6,023		9,597	
(3) 諸会費	2,347		2,376	
(4) その他	2,219		4,841	
営業費用計		591,139		536,799
一般管理費				
1 給与		448,648		419,043
(1) 役員報酬	37,464		37,812	
(2) 給与・手当	329,608		292,279	
(3) 賞与引当金繰入額	24,165		23,383	
(4) 賞与	10,248		9,529	
(5) その他報酬給料	47,162		56,039	
2 事務委託費		91,674		76,393
3 交際費		393		109
4 旅費交通費		5,469		5,982
5 租税公課		3,289		4,751
6 不動産賃借料		44,832		44,841
7 退職給付費用		6,339		43,701
8 福利厚生費		58,046		48,136
9 固定資産減価償却費		10,351		-
10 諸経費		26,813		26,733
一般管理費計		695,859		669,694
営業損失( )		474,548		600,514
営業外収益				
1 受取配当金		913		231
2 投資有価証券償還益		12,389		3,938
3 投資有価証券評価益		107		-
4 雑収入		478		463
5 為替差益		-		0
6 受取利息		0		0
営業外収益計		13,889		4,633
営業外費用				
1 為替差損		34		-
2 事務過誤損失		206		71
3 投資有価証券評価損		-		76
4 損害賠償損失		8,152		-
営業外費用計		8,394		147
経常損失( )		469,053		596,028
特別損失				
1 減損損失	*2	53,340		-

特別損失計		53,340		-
税引前当期純損失( )		522,393		596,028
法人税等				
1 法人税、住民税及び事業税	2,290		2,290	
2 法人税等調整額	6,406		20	
法人税等合計		4,116		2,310
当期純損失( )		518,277		598,339

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	95,000	648,213	462,136	1,110,349	714,552	
当期変動額						
新株の発行	135,000	129,999		129,999		
減資	135,000		135,000	135,000		
当期純損失( )					518,277	518,277
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	129,999	135,000	264,999	518,277	518,277
当期末残高	95,000	778,212	597,136	1,375,348	1,232,830	1,232,830

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	490,796	4,131	4,131	494,928
当期変動額				
新株の発行	264,999			264,999
減資	-			-
当期純損失( )	518,277			518,277
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		1,110	1,110	1,110
当期変動額合計	253,278	1,110	1,110	254,388
当期末残高	237,518	3,020	3,020	240,539

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	95,000	778,212	597,136	1,375,348	1,232,830	1,232,830
当期変動額						
新株の発行	495,000	494,999		494,999		
減資	495,000		495,000	495,000		
当期純損失（ ）					598,339	598,339
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	494,999	495,000	989,999	598,339	598,339
当期末残高	95,000	1,273,212	1,092,136	2,365,348	1,831,170	1,831,170

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	237,518	3,020	3,020	240,539
当期変動額				
新株の発行	989,999			989,999
減資	-			-
当期純損失（ ）	598,339			598,339
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		2,420	2,420	2,420
当期変動額合計	391,660	2,420	2,420	389,239
当期末残高	629,178	600	600	629,778

**注記事項****（継続企業の前提に関する事項）**

当社は2024年10月11日開催の取締役会において、2025年9月末を目途とした事業の終了予定を決議し、2025年5月30日開催の取締役会において、解散予定日に委託者指図型投資信託に係る業務を廃止することを決議いたしました。なお、当社は、当事業年度末（2025年3月31日）時点においても、2025年6月12日時点においても、会社の清算を決定しておりませんが、事業の終了予定を決定したことから、当社は継続企業であることを前提として財務諸表を作成する事は適切でないと認識しております。

しかし、我が国には継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切ではない場合の代替的な会計基準が整備されていないことから、継続企業を前提として財務諸表を作成しております。

**（重要な会計方針）**

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品3～15年です。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 退職給付引当金 従業員に対する一時退職金の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p>
4 収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>(3) 投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 当該契約については、助言期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p>

## （会計方針の変更等）

## （法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

## （未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 企業会計基準委員会）

## (1) 概要

国際的な会計基準等と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

## (2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## （貸借対照表関係）

前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)						
<p>*1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、親会社であるZフィナンシャル株式会社と極度貸付契約を締結しております。この契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>極度額</td> <td>200,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>-千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>200,000千円</td> </tr> </table>	極度額	200,000千円	借入実行残高	-千円	差引額	200,000千円	<p>*1 -</p>
極度額	200,000千円						
借入実行残高	-千円						
差引額	200,000千円						

## （損益計算書関係）

前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）				当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）			
*1 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。				*1 -			
用途	場所	種類	金額				
事務所・ 設備	東京都 千代田区	建物・器 具備品・ ソフト ウェア	53,340 千円				
（経緯） 上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価額全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。内訳は、以下のとおりであります。							
（減損損失の金額）							
建物	40,213千円						
器具備品	9,334千円						
ソフトウェア	3,792千円						
合計	53,340千円						
（グルーピングの方法） 当社は投資信託委託・投資運用・投資助言業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出すため、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。							
（回収可能価額の算定方法等） 資産グループの回収可能価額は使用価値を使用しておりますが、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込まれないため零として評価しております。							

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	118,084	133,703	-	251,787
合計	118,084	133,703	-	251,787

（注）普通株式の発行済株式総数の増加133,703株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

## 2．配当金に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	251,787	133,167	-	384,954
A種種類株式	-	2,607,649	-	2,607,649
合計	251,787	2,740,816	-	2,992,603

1. 当社は、2024年5月21日開催の臨時取締役会及び2024年5月28日開催の臨時株主総会、2024年10月2日開催の臨時取締役会及び2024年10月8日開催の臨時株主総会、2024年12月13日開催の臨時取締役会及び2024年12月19日開催の臨時株主総会において、既存株主を割当先とする新株式の発行を行うことについて決議し、それぞれ2024年5月31日付、2024年10月10日付、2024年12月25日付で払込を完了いたしました。

### 2. 増資の概要

(1) 払込期日	2024年5月31日	2024年10月10日	2024年12月25日	2024年12月25日
(2) 発行新株式数	A種種類株式 209,424株	A種種類株式 282,258株	普通株式 133,167株	A種種類株式 2,115,967株
(3) 発行価額	1株につき955円	1株につき496円	1株につき289円	1株につき289円
(4) 資本組入額	1株につき 477.5円	1株につき 248円	1株につき 144.5円	1株につき 144.5円
(5) 発行価額の総額	199,999千円	139,999千円	38,485千円	611,514千円
(6) 割当先	Zフィナンシャル 株式会社 (209,424株)	Zフィナンシャル 株式会社 (282,258株)	アセットマネジメント One株式会社 (133,167株)	アセットマネジメント One株式会社 (2,115,967株)
(7) 資金使途	財務体質の強化	財務体質の強化	財務体質の強化	財務体質の強化

### 2. 配当金に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金確保の観点から、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、当社は親会社からの借入により資金を調達しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、投資運用業及び投資助言業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手続に従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債務である未払金、未払手数料、未払費用は、投資運用業及び投資助言業等の債務であり、会社で定められた手続に従い管理しております。

##### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2024年3月31日現在）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注）は、次表には含めておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	25,618	25,618	-
(2) 長期差入保証金	46,855	43,138	3,716

（注）市場価格のない株式等は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（匿名組合出資金）	49
出資金	173

当事業年度（2025年3月31日現在）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注）は、次表には含めておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	3,917	3,917	-
(2) 差入保証金	46,855	40,667	6,187

（注）市場価格のない株式等は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（匿名組合出資金）	33
出資金	173

## 3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	25,618	-	25,618
資産計	-	25,618	-	25,618

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2025年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	3,917	-	3,917
資産計	-	3,917	-	3,917

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

## (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	43,138	-	43,138
資産計	-	43,138	-	43,138

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

長期差入保証金

返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等で割り引いた現在価値により算出した価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2025年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	40,667	-	40,667
資産計	-	40,667	-	40,667

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

差入保証金

返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等で割り引いた現在価値により算出した価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

## 4. 金銭債権の償還予定額、有利子負債の返済予定額

## (1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年内	5年超
現金・預金	157,455	-	-
未収委託者報酬	157,774	-	-
未収運用受託報酬	7,834	-	-
長期差入保証金	-	-	46,855

当事業年度（2025年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年内	5年超
現金・預金	635,158	-	-
未収委託者報酬	108,500	-	-
未収運用受託報酬	-	-	-
差入保証金	46,855	-	-

## (2) 有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	22,711	18,000	4,711
小計	22,711	18,000	4,711
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	2,906	3,000	93
小計	2,906	3,000	93
合計	25,618	21,000	4,618

(注) 1. 取得原価の内訳  
投資信託受益証券

21,000千円

当事業年度（2025年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	3,917	3,000	917
小計	3,917	3,000	917
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	-	-	-
小計	-	-	-
合計	3,917	3,000	917

(注) 1. 取得原価の内訳  
投資信託受益証券

3,000千円

## 2. 償還したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	86,627	12,491	101
合計	86,627	12,491	101

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	27,017	3,938	0
合計	27,017	3,938	0

## (デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社では、確定拠出年金制度を採用しております。また、当社は2024年10月11日開催の取締役会において、2025年9月末を目途とした事業の終了予定を決議し、2025年10月より一定の条件を満たした従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の退職一時金制度を設けております。なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)6,339千円、当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)5,039千円であります。

## 3. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	-	-
退職給付費用	-	38,662
退職給付の支払額	-	-
退職給付引当金の期末残高	-	38,662

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位:千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	-	38,662
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	38,662
退職給付引当金	-	38,662
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	38,662

## (3) 退職給付費用

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	-	38,662

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>(繰延税金資産)</b>		
賞与引当金	8,358	7,677
未払法定福利費	1,274	1,157
未払退職金	123	123
繰越欠損金	486,730	683,329
資産除去債務	8,212	8,221
繰延資産償却費	183	-
減損損失	12,589	10,212
退職給付引当金	-	8,221
その他	549	888
繰延税金資産小計	518,022	724,983
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	486,730	683,329
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	31,292	41,653
評価性引当額 小計（注1）	518,022	724,983
繰延税金資産合計	-	-
<b>(繰延税金負債)</b>		
資産除去債務に対応する除去費用	-	-
その他有価証券評価差額金	1,597	317
その他	20	41
繰延税金負債合計	1,618	358
繰延税金資産（負債）の純額	1,618	358

（注1）評価性引当額が206,961千円増加しております。この増加の主な要因は、繰越欠損金に係る将来減算一時差異の増加196,599千円に伴うものであります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（注1）	-	-	-	-	-	486,730	486,730
評価性引当額	-	-	-	-	-	486,730	486,730
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（注1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（注1）	683,329	-	-	-	-	-	683,329
評価性引当額	683,329	-	-	-	-	-	683,329
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（注1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	34.59 %	34.59 %
(調整)		
住民税均等割額	0.44 %	0.38 %
評価性引当額の増減額	33.36 %	34.72 %
その他	0.01 %	0.13 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.79 %	0.39 %

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に基づく本社オフィスの退去時における原状回復費

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主として取得から退去日と見積り、使用見込期間に対応した割引率として国債の利回りを使用して資産除去債務金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
期首残高	23,719千円	23,743千円
時の経過による調整額	23千円	23千円
期末残高	23,743千円	23,767千円

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
投資信託委託業務	751,933千円	581,825千円
投資運用業務	33,474千円	19,353千円
投資助言業務	24,332千円	-千円
その他	2,710千円	4,800千円
顧客との契約から生じる収益	812,450千円	605,979千円

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

## (1) 契約負債の残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
前受金(期首残高)	10,664千円	-千円
前受金(期末残高)	-千円	-千円

契約負債は、主に、投資顧問契約及び私募の取扱契約における顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

## (セグメント情報)

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、委託者報酬を最終的に負担する受益者は制度上把握していないため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、委託者報酬を最終的に負担する受益者は制度上把握していないため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

## (報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Zフィナンシャル株式会社	東京都千代田区	36,604	グループ会社の経営管理	(被所有) 直接 76.6	増資の引受 極度貸付契約 の締結	増資(注1)	264,999	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の行った株主割当増資を1株当たり1,982円で引き受けたものであります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	LINEヤフー株式会社	東京都千代田区	250,128	グループ会社の経営管理	(被所有) 間接 50.1	出向の受入	出向者人件費 (注5)	12,276	未払金	1,023
親会社	Zフィナンシャル株式会社	東京都千代田区	39,779	グループ会社の経営管理	(被所有) 直接 50.1	増資の引受 出向の受入	増資(注1) 増資(注2) 出向者人件費(注5)	199,999 139,999 8,618	未払金	668
その他の関係会社	アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区	2,000	金融商品取引業	(被所有) 直接 49.9	増資の引受 出向の受入	増資(注3) 増資(注4) 出向者人件費(注5)	38,485 611,514 46,431	未払金 未払費用	6,187 865

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の行った株主割当増資を1株当たり955円で引き受けたものであります。

(注2) 当社の行った株主割当増資を1株当たり496円で引き受けたものであります。

(注3) 当社の行った株主割当増資を1株当たり289円で引き受けたものであります。

(注4) 当社の行った株主割当増資を1株当たり289円で引き受けたものであります。

(注5) 出向人件費については、出向業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ソフトバンクグループ株式会社（東京証券取引所に上場）

ソフトバンクグループジャパン株式会社（非上場）

ソフトバンク株式会社（東京証券取引所に上場）

NAVER株式会社（韓国取引所に上場）

Aホールディングス株式会社（非上場）

LINEヤフー株式会社（東京証券取引所に上場）

Zフィナンシャル株式会社（非上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	955円33銭	1,635円98銭
1株当たり当期純損失金額( )	2,830円43銭	2,083円52銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	-
	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
純資産の部の合計額	240,539千円	629,778千円
普通株式に係る期末の純資産額	240,539千円	629,778千円
普通株式の発行済株式数	251,787株	384,954株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	251,787株	384,954株

(注2) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純損失金額( )	518,277千円	598,339千円
普通株式に係る当期純損失金額( )	518,277千円	598,339千円
普通株式の期中平均株式数	183,109株	287,177株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、2024年10月21日開催の臨時取締役会並びに2024年11月8日開催の臨時株主総会決議に基づき、2024年12月4日を効力発生日として減資を行ないました。当該減資の結果、資本金は95百万円となりました。資本金の額の減少額全額は、その他資本剰余金に計上いたしました。

委託会社は、定款について2024年12月19日付けで下記の通り変更を行いました。なお、委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- ・発行可能株式総数増加のための変更（募集株式の発行等、今後の資本政策の実行に備えるため）

委託会社は、2024年12月13日開催の臨時取締役会並びに2024年12月19日開催の臨時株主総会及び普通種類株主総会並びにA種種類株主総会決議に基づき、第三者割当増資を実施し、2024年12月25日に払込が完了いたしました。当該第三者割当増資の結果、資本金は420,000千円、資本準備金は1,273,212千円となりました。

委託会社は、2025年2月17日開催の臨時取締役会並びに2025年2月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、2025年3月31日を効力発生日として減資を行ないました。当該減資の結果、資本金は95百万円となりました。資本金の額の減少額全額は、その他資本剰余金に計上いたしました。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) みずほ信託銀行株式会社（「受託会社」）

資本金の額

2025年3月末日現在、247,369百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2025年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

（資本金の額は2025年3月末日現在）

名称	資本金の額 （百万円）	事業の内容
PayPay銀行株式会社	72,216	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
PayPay証券株式会社	100	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ信託銀行株式会社	資本金の額は(1)、事業の内容は(1)をご参照ください。	

みずほ信託銀行株式会社は、委託会社等（委託会社の親法人等及び法人主要株主を含みます。）が自己資金等の拠出を行なう場合等の取扱いのみを行ないません。一般の投資家向けの募集等の取扱いは行ないません。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行ないません。

## (2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行ないません。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

計算期間中に提出した書類及び提出年月日

2024年7月12日 有価証券報告書

2024年7月12日 有価証券届出書

2025年1月8日 半期報告書

2025年1月8日 有価証券届出書の訂正届出書

# 独立監査人の監査報告書

2025年6月12日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

百

瀬

和

政

業務執行社員

## 不適正意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているPayPayアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PayPayアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、適正に表示していないものと認める。

## 不適正意見の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年10月11日開催の取締役会において、2025年9月末を目途とした事業の終了予定を決定しており、継続企業の前提が成立していない。このような状況にもかかわらず上記の財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

令和7年6月25日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 百瀬和政

業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPayPay投資信託インデックス アメリカ株式の令和6年4月16日から令和7年4月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PayPay投資信託インデックス アメリカ株式の令和7年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、PayPayアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

PayPayアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。